

# 信者の養子縁組745人

日統一教会「あつせんない」

世界平和統一家庭連合（日統一教会）は十六日、一九八一年以降、七百四十五人の養子縁組があつたと明らかにした。信者同士のつながりや地域の付き合いで決まっているといい、「あつせん等は一切行っていない」とした。都道府県知事の許可を得る必要はないとの考え方も示した。

## 厚労省 法令違反の有無調査へ

厚生労働省は教団の組織的な養子縁組あつせんの有無などについて調査する方針を表明。週内にも東京都内の教団本部に質問書を送付し、実態の説明を求める。無許可でのあつせんなど、教団の法令違反がないかどうかが焦点となる。

元二世信者小川さゆりさんは「仮名」は十六日、野党のピアリングで、きょうだい三人が信者の家庭の養子

に生まれた」ということ

で、アイデンティティーが崩壊する」と指摘した。

加藤勝信厚労相は十六日の衆院厚労委員会で、調査実施を十五日に担当職員に

指示したと言及。「東京都と

厚労省の連名で質問書を提示し、回答を求めるという方向で調整している。結果

となつたと話す、「教会、信者、親たちの事情だけがまかり通つていて、人権が無視されている重大な問題だ」と証言した。

小川さんは六人きょうだいの三番目に生まれた。年下の三人は養子となり、そのうち一人は数ヵ月で戻ってきたといい。「子どもの気持ちは一切関係ない」と強調し、「養子になつた子は『教団の都合のためだけ

松野博一・宮房長官は十六日の記者会見で知事らの許可を受けずに一定の目的を持つて反復継続的にあつせんした場合、養子縁組あつせん法に違反するとの認識を示した。営利目的での実施は児童福祉法違反にもなり、厚労省は実態を調べる。

厚労省関係者によると、都以外の道府県とも連携して各地でのあつせんの有無や目的を調べることも検討している。

養子縁組の話題を扱った教団関連の動画では「天から子宝の恵みを受けた祝福家庭は、その恩恵を子女の授からない祝福家庭にも分かち合う使命と責任がある」と説明している。



養子縁組あつせん法など悪質な養子縁組あつせん業者を排除するための法律。2018年に施行。養子縁組のあつせんは長らく届け出制で行われていたが、都道府県知事による許可制とした。現在は23事業者が許可を得ている。無許可の場合は1年以下の懲役か、100万円以下の罰金に当たる可能性がある。営利目的は認められていない。